

社会福祉法人 長生園  
ヘルパーステーション長生園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長生園（以下「法人」という）は介護保険法の理念に基づき、ご利用者様の意思および人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ってサービスを提供することを目的として、指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の事業を行う。

- 2 指定訪問介護（指定第1号訪問事業）従事者は、ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防を目的とする。
- 3 指定訪問介護（指定第1号訪問事業）従事者は、要介護状態となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、ご利用者様が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者様等に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、常にご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者様等に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、園部町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (6) 本事業者は、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定第1号訪問事業の運営の方針)

第3条 指定第1号訪問事業の基本方針として、ご利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて、ご利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、ご利用者様の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、ご利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、ご利用者様の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を事業者へ報告することとする。
- 3 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、ご利用者様の心身機能、環境状況等を把

握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者様のできることはご利用者様が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション長生園
- (2) 所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地

(職員の職種、員数)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画（以下、「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等（常勤換算方法で2.5人以上）  
訪問介護員等は訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日等においては、支障のないよう前もってご利用者様に周知する。  
但しご利用者様の要望に応じて、営業日以外にサービスを提供する。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時00分とする。ただしご利用者様の要望に応じて、時間外にサービスを提供する。

(指定訪問介護の内容及び形態)

第7条 事業所の指定訪問介護は、指定居宅介護支援事業者またはご利用者様本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所とご利用者様等との協議によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること
  - ア. 食事の介護
  - イ. 排泄の介護
  - ウ. 衣類着脱の介護

- エ. 入浴の介護
- オ. 身体の清拭、洗髪
- カ. 通院等の介護その他必要な身体の介護

(2) 生活援助に関すること

- ア. 調理（配膳、片付けを含む）
- イ. 衣類の洗濯、補修
- ウ. 住居等の掃除
- エ. 生活必需品の買物
- オ. 関係機関等との連絡
- カ. その他必要な家事

(3) 相談、助言に関すること

- ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ. 住宅改良に関する相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

2 指定訪問介護の形態。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

3 指定第1号訪問事業の内容は次のとおりとする。

- ① 介護予防訪問介護費（I）…1週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護費（II）…1週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護費（III）…1週に2回を超えた場合

（指定訪問介護（指定第1号訪問事業）利用契約）

第8条 事業所は、指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の提供の開始にあたり、ご利用者様及びご家族様等に対して訪問介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、ご利用者様又はそのご家族様等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると法人が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の利用料等及び支払いの方法）

第9条 指定訪問介護（指定第1号訪問事業）を提供した場合の利用料の額は、国及びご利用者様の保険者（介護保険）である市町村が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護（指定第1号訪問事業）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護（指定第1号訪問事業）に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道10キロメートル未満は200円。
- (2) 事業所から片道10キロメートル以上の場合は1キロメートルごとに140円

加算。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、ご利用者様又はそのご家族様に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 指定訪問介護（指定第1号訪問事業）のご利用者様等は、請求のあった利用月の翌月の15日までに、利用料等を金融機関口座振込等により納付するものとする。

（指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の 訪問介護計画の作成）

第10条 事業所は、ご利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

- 2 事業所は、既に居宅サービス計画（第1号訪問事業の場合は介護予防ケアプラン）が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 事業所は、訪問介護計画を作成した際には、ご利用者様又はそのご家族様にその内容を説明しなければならない。
- 4 事業所は、訪問計画作成後においても計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業実施地域は、南丹市園部町内とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 訪問介護員等は、指定訪問介護（指定第1号訪問事業）を実施中に、ご利用者様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要によりサービスご利用者様の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対し事業の提供を継続的に実施すための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、本法人の業務継続計画に基づき、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等)

第14条 事業所は、訪問介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策、研修及び訓練の措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第15条 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者様等の個人情報を用いる場合は、そのご利用者様等の同意をあらかじめ文章により得ておかなければならぬ。

(人権の擁護)

第16条 ご利用者様の人権の擁護のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その訪問介護員に対し、研修を実施すること等の必要な措置を講じることとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 訪問介護員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、訪問介護員又は養護者（ご利用者様のご家族様等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第18条 ご利用者様又は他のご利用者様等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(サービスの提供記録の記載)

第19条 訪問介護員等は、指定訪問介護（指定第1号訪問事業）を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定訪問介護（指定第1号訪問事業）について介護保険法第41条第6項又は同第53条第4項の規定により、ご利用者様に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をご利用者様が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した指定訪問介護（指定第1号訪問事業）に関するご利用者様からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、ご利用者様及びご家族様に説明するものとする。

(損害賠償)

第21条 本法人は、ご利用者様に対する指定訪問介護（指定第1号訪問事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、ご利用者様に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修等の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (ア) 採用時研修 | 採用後3か月以内 |
| (イ) 繙続研修  | 年1回      |

- 2 訪問介護職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及びご利用者様から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 この規程に、当てはまらない事項については、ご利用者様又はそのご家族様に説明し文章により承諾を得るものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人長生園と訪問介護（第1号訪問事業）事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成13年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成14年11月1日より施行する。  
この規程は、平成15年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成18年 1月1日より施行する。  
この規程は、平成18年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成19年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成20年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成21年 4月1日より施行する。  
この規定は、平成23年 6月1日より施行する。  
この規定は、平成26年 4月1日より施行する。  
この規定は、平成27年 4月1日より施行する。  
この規定は、平成27年 8月1日より施行する。  
この規程は、平成29年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成30年 4月1日より施行する。  
この規定は、令和 元年 4月1日より施行する。  
この規定は、令和 3年 4月1日より施行する。  
この規定は、令和 4年 4月1日より施行する。  
この規定は、令和 6年 4月1日より施行する。  
この規定は、令和 7年10月1日より施行する。